

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償)) <補償の概要等>

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ピックル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
医療費用補償特約（注2）+持病期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ＊1 公的医療保険制度における一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養費または生活療養費に要した費用のうち食事療養費標準負担額または生活療養費標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内に支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害＊1を原因として生じた入院または通院 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 先天性疾患＊2による入院または通院 妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 痔核、裂肛または痔瘻による通院または通院 ピックル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 歯科疾病的治療のための通院 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊3
治療費用保険金	<p>国内外において以下の事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となるご本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内外での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗難されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合について、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額＊3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項） なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クリエッジカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・仕器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターナーシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊2または武器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品に係る賠償責任補償条項のみ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび、かび等による損害 ・すり傷、かき傷、漆の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害
個人賠償責任補償特約（B）+本人のみ補償特約（B）+受託品等不担保特約（一部変更に関する特約）	<p>* 1 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 * 2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ※個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 * 2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 * 3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 * 4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事等または入浴等の行為を含みます。
病補償援用等特約（一部変更に関する特約）+救援費用等特約（一部変更に関する特約）	<p>国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動をする状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限ります。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピックル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院＊1
病補償援用等特約（一部変更に関する特約）+救援費用等特約（一部変更に関する特約）	<p>* 1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>	

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下＊1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ＊2をした場合に保険金をお支払いします。

* 1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

①大学等の正課中および学校行事に参加している間

②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間、ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間

* 2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性のいわゆるまではすべてを欠ぐケースについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

* 3 細菌性食中毒等補償特約が自動セッティングされます。

(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
感染予防費用補償特約 <p>保険の対象となる方が次の事故を直接の原因として下記の費用を負担した場合 ①接触感染 臨床実習の目的で使用される施設内＊1で、保険の対象となる方が直接・間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症（以下「感染症」といいます。）の病原体に予期せず接触（接触のおそれのある場合を含みます）することをいいます。 ②院内感染 臨床実習を行った施設内＊1で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、保険の対象となる方が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと（感染のおそれのある場合を含みます。）をいいます。 事故の日を含めて1年内に行なった感染症予防措置＊2のために保険の対象となる方が負担した費用＊3を保険期間（保険のご契約期間）を通じて感染症予防費用保険金額を限度にお支払いいたします。ただし、公的医療保険制度の給付＊4がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用から差し引くものとします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 国内外問わず * 2 感染症への感染または発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。 * 3 保険の対象となる方の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。 * 4 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる附加給付を含みます。 	<p>以下的事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた事故 保険の対象となる方 保険金の受取人＊1。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・闘争行為や自殺行為・犯罪行為 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用 <p>等</p> <p>* 1 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>	
育英費用補償特約 <p>扶養者＊1が急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて1年内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ►育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 	<p>扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ►支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 * 2 扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 * 3 下の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費＊4 * 4 制服代を含みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳梗塞、疾患または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>
学業費用保険金 <p>扶養者＊1が保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ►支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 * 2 扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 * 3 下の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費＊4 * 4 制服代を含みます。 	<p>扶養者＊1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ►支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 * 2 扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 * 3 下の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費＊4 * 4 制服代を含みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態＊1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>
疾病による学業費用保険金 <p>扶養者＊1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ►支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 * 2 扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 * 3 下の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費＊4 * 4 制服代を含みます。 	<p>扶養者＊1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間＊2中に学資費用＊3を負担した場合 ►支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 * 2 扶養者が扶養不能状態となつた日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 * 3 下の費用をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費＊4 * 4 制服代を含みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態＊1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p> <p>* 1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>* 2 初年度契約の保険始定期点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始定期点から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>
住宅内外生活用動産特約+ <p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ►損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度にお支払いします。ただし、損害額は再取得価額＊1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。 	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ►損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度にお支払いします。ただし、損害額は再取得価額＊1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・免責金額による損害 ・免責金額による損害 ・扶養の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないり傷、かぎ傷、塗料の剥がれ落ち、單なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・修繕等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れた場合は紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 <p>等</p>
保険契約の一部変更に関する特約 <p>国内における借戸戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ►1事故について保険金額を限度にお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 転居した場合は転居先の借戸戸室をいいます。 * 2 借家人賠償責任の保険の対象となる方にについては、学生本人が、未成年者または責任能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（学生本人に関する事務に限ります。）。 	<p>国内における借戸戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ►1事故について保険金額を限度にお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1 転居した場合は転居先の借戸戸室をいいます。 * 2 借家人賠償責任の保険の対象となる方にについては、学生本人が、未成年者または責任能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（学生本人に関する事務に限ります。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p>等</p>

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
 ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。